

消防用設備等には定期点検が必要です。



消防用設備等点検報告制度とは

防火対象物の関係者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等について、定期点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。(消防法第17条の3の3)



点検の種類と期間

機器点検

6カ月に1回
実施

- 1 消防用設備等に付置される非常電源(自家発電設備に限る)。又は動力消防ポンプの正常な作動。
- 2 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項。
- 3 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項。

総合点検

1年に1回実施

消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を確認するため、消防用設備等の種類に応じて実施する点検。



点検実施者

次の防火対象物の消防用設備等は、**消防設備士**又は**消防設備点検有資格者**に点検させなければならない。

- 1 延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物。
- 2 延べ面積1000㎡以上の非特定防火対象物で、消防長又は消防署長が指定するもの。
- 3 特定一階段等防火対象物。

報告



防火対象物の関係者は点検結果を、維持台帳に記録するとともに、次の1及び2に示す期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあつては、設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。

- | | | | |
|---|------------------|---|---------------|
| 1 | 特定防火対象物
1年に1回 | 2 | 左記以外
3年に1回 |
|---|------------------|---|---------------|

※特定防火対象物とは、百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物等得不特定多数の者又は災害時に援護が必要なものが出入りする施設(消防法施行令別表第1の(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16)2)項、(16)3)項に掲げる防火対象物)

2020年4月1日より、重大な消防法令違反のある建物の公表制度がはじまっております。



1 違反対象物の公表制度とは

利用者が建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、重大な消防法令違反のある建物を湯沢雄勝広域市町村圏組合ホームページ、その他消防長が定める方法により公表する制度です。

2 公表に該当する建物

店舗、飲食店、旅館、社会福祉施設など、不特定多数の者が出入りする建物（消防法施行令別表第1に掲げられる特定防火対象物）のうち、自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備の未設置違反のある建物。

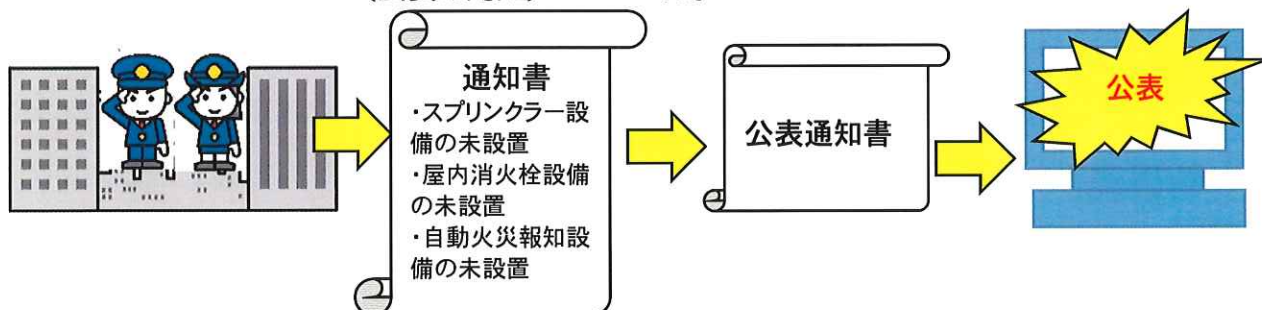
～公表の流れ～

①消防職員による立入検査を実施

②下の違反により関係者に通知書が送付されます。
(公表の周知)

③違反を公表する旨及び公表予定日を公表通知書により関係者に通知。

④ホームページに公表



3 公表の時期と内容

消防職員が立入検査で違反を通知した日(公表の周知)から14日が経過してもなお同一違反が認められ、かつ、公表通知書の交付から7日以上経過した公表予定日。

公表の内容は、建物の名称、所在地、法令違反の内容となります。

【お問合せ先】

湯沢雄勝広域市町村圏組合

消防署 73-3151

羽後分署 62-0119

稲川分署 42-2330

皆瀬分署 46-2101

雄勝分署 52-3080

東成瀬分署 0182-47-2189

